

国民年金保険料 納付免除・若年者納付猶予 の申請について

(学生の方は、学生納付特例制度をご利用ください)

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。国民年金保険料免除・納付猶予申請書は、住所地の市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口へ提出してください。

①免除(全額免除・一部免除)申請

本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の場合、本人が申請手続きをすることにより、保険料の納付が全額免除または一部免除となります。一部免除の場合、納付すべき保険料を納付しないと一部免除が無効となり、未納期間となりますので必ず納付してください。

<全額免除となる所得のめやす>

前年の所得が次の計算式で計算した金額以下であること

{ (扶養親族の数+1) × 35万円 } + 22万円

②若年者納付猶予申請

30歳未満の方(学生を除く)で、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、本人が申請手続きをすることにより、保険料の納付が猶予されます。

申請時の注意点

- 免除等は、原則として申請日にかかわらず、7月から翌年6月まで(申請日が1月から6月までの場合は、前年7月から6月まで)の期間を対象として審査します。
ただし、7月に申請する場合に限って、前年7月から前月の6月分までの期間(前サイクル分)についても申請することができます。7月に前サイクル分の免除等も併せて申請される場合は、申請書を2枚提出してください。

申請書の提出後

- 審査後に決定通知書を送付します。決定通知書が届くまでの間は、文書や電話、訪問により納付をご案内する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 納付のご案内は、日本年金機構から委託された民間事業者が、平日だけでなく、土日や夜間も行っています。

保険料の追納制度(後払い)について

- 免除・納付猶予の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。
- 免除・納付猶予が承認となった期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です(ただし、老齢基礎年金を受け取っている方は追納できません)。追納した期間は、保険料を全額納付した場合と同じ扱いになります。
- 承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降の保険料を追納する場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

3枚目 **本人控** の裏面の注意事項も必ずお読みください。

記入例

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

1 免除等区分 (※申請しない区分がある場合は「×」や「/」で抹消してください。)

①全額免除	②納付猶予 (30歳未満に限る)	③4分の3免除 (4分の1納付)	④半額免除 (半額納付)	⑤4分の1免除 (4分の3納付)
-------	---------------------	---------------------	-----------------	---------------------

「全額免除」「納付猶予」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」を同時に申請することができます。全ての区分を申請する場合は記入の必要はありません。申請しない免除等区分がある場合は「×」や「/」で抹消してください。
※免除等区分欄に記入がない場合は、①→②→③→④→⑤の順に審査します。

2 納付猶予(30歳未満に限る)の審査順序 (※変更する場合は、以下のA~Cのいずれかを「○」で囲んでください。)

A. 4分の3免除の次に納付猶予を審査 (①→③→②→④→⑤の順に審査)	B. 半額免除の次に納付猶予を審査 (①→③→④→②→⑤の順に審査)	C. 4分の1免除の次に納付猶予を審査 (①→③→④→⑤→②の順に審査)
-----------------------------------------	---------------------------------------	-----------------------------------------

納付猶予の審査順序について希望がある場合は○で囲んでください。

3

(1)基礎年金番号 01										(2)生年月日 02			*(3)申請年月日 03			*審査結果 04		*(4)審査区分 ① 05									
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	5	9	0	1	0	1	7	平	成				承認(区分)	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	納付猶予
被保険者(申請者)氏名					配偶者(夫または妻)氏名					世帯主氏名					被保険者と世帯主が同じ場合、 被保険者氏名欄のみに記入してください。												
(フリガナ) コクネン タロウ					(フリガナ) コクネン ハナコ					(フリガナ) コクネン イチロウ					配偶者と世帯主が同じ場合、 配偶者氏名欄のみに記入してください。												
国年 太郎					国年 花子					国年 一郎																	
★前年所得					★前年における所得税・障害者控除・寡婦控除																						
A. 被保険者 (あり・なし) → ① 課税 (障害者控除有 寡婦控除有) 2. 非課税					~★前年所得~ A.被保険者、B.配偶者、C.世帯主のうち、前年の所得がある方は「あり」、ない方は「なし」に○を記入してください。																						
B. 配偶者 (あり・なし) → ① 課税 (障害者控除有 寡婦控除有) 2. 非課税					~★前年における所得税・障害者控除・寡婦控除~ 「★前年所得」で「あり」に○を記入した方のみ、「1.課税」または「2.非課税」のうち該当するものに○を記入してください。																						
C. 世帯主 (あり・なし) → ① 課税 (障害者控除有 寡婦控除有) 2. 非課税					「1.課税」に該当する場合で障害者控除または寡婦控除を受けている方は、該当するものを○で囲んでください。																						
確認欄										A. 被保険者分																	
扶養親族等・控除																											
*政令で定める額										円																	

申請書の提出について

- 3枚目 **本人控** の裏面(注意事項)をお読みいただき、太線枠内(**1** ~ **5**)を記入してください。
- 2枚目の **提出用** を住所地の市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口へ提出してください(郵送による申請も可能です)。
- 3枚目は本人控えですので、お手元に保管してください。
- 郵送の場合、受付印のある本人控えが必要な方は、2枚目3枚目と一緒に、宛名の記入と所要額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。受付印を押印のうえ、「本人控」をご返送いたします。

4 備考欄について

3枚目 **本人控** 裏面の注意事項の2.の(4)をご参照の上、記入してください。
例えば失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、その旨および該当年月日をご記入の上、以下の書類を添付してください。
※添付書類(書類の原本を窓口等に提示した場合は、写しの添付は不要です)

【失業した場合】 … 雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票の写し等
【総合支援資金の貸付を受けた場合】 … 貸付決定通知書の写しおよび総合支援資金を申請したときの添付書類の写し等

配偶者から暴力を受けたことを理由として申請するときの手続き等については、恐れ入りますが、お近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の国民年金担当係へご相談ください。

4 備考欄

*天災を事由とした場合の意見

失業による

A. 被保険者	平成 25年 7月 1日
B. 配偶者	平成 年 月 日
C. 世帯主	平成 年 月 日

5 継続希望欄について

承認された全額免除または納付猶予を翌年度以降も引き続き希望する場合には、「はい」を○で囲んでください。○の記入がない場合は、「いいえ」を選択したものとみなします。この申請で継続希望を明記することにより、翌年度以降あらためて申請を行う必要はありません。ただし、失業・倒産・事業の廃止など所得要件以外の理由による申請の場合は継続申請の対象になりません。

5 住所・氏名・継続希望欄

上記のとおり免除・納付猶予を申請します。この申請に必要な所得情報に関する書類を添付し、市区町村長に委託します。
なお、全額免除または納付猶予が承認された場合は、翌年度以降も全額免除または納付猶予を申請することを希望します。その場合には当該申請に必要な所得情報の確認について、日本年金機構に委託します。

★(はい・いいえ)

被保険者住所 平成〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 1-2-3
年金事務所長 あて

被保険者氏名 国年 太郎 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

受付印 年金事務所

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

提出用

承認 却下 数値計算	届書コード	処理区分	届書
	635	1 01登録	
	634	3 01登録	

1 免除等区分 (※申請しない区分がある場合は「×」や「/」で抹消してください。)

①全額免除	②納付猶予 (30歳未満に限る)	③4分の3免除 (4分の1納付)	④半額免除 (半額納付)	⑤4分の1免除 (4分の3納付)
-------	---------------------	---------------------	-----------------	---------------------

2 納付猶予(30歳未満に限る)の審査順序 (※変更する場合は、以下のA~Cのいずれかを「○」で囲んでください。)

A. 4分の3免除の次に納付猶予を審査 (①→③→②→④→⑤の順に審査)	B. 半額免除の次に納付猶予を審査 (①→③→④→②→⑤の順に審査)	C. 4分の1免除の次に納付猶予を審査 (①→③→④→⑤→②の順に審査)
-----------------------------------------	---------------------------------------	-----------------------------------------

3

(1)基礎年金番号 01		(2)生年月日 02		* (3)申請年月日 03		* 審査結果 04		* (4)審査区分 ① 05	
		* 5. 昭和 7. 平成		7. 平成		承認(区分)		全額免除 4分の3免除 半額免除 4分の1免除 納付猶予	
被保険者(申請者)氏名		配偶者(夫または妻)氏名		世帯主氏名		* 申請年度 ③			
(フリガナ)		(フリガナ)		(フリガナ)		(承認区分)		1. 全額免除承認 7. 納付猶予+全額免除承認 2. 半額免除承認 8. 納付猶予+半額免除承認 3. 4分の3免除承認 9. 納付猶予+4分の1免除承認 4. 4分の3免除承認 10. 納付猶予+4分の3免除承認 5. 納付猶予承認	
★前年所得		★前年における所得税・障害者控除・寡婦控除		* (5) 06 承認期間(始期)		* (6) 07 承認期間(終期)		* (7) 法免除減年月日 08	
A. 被保険者(あり・なし)		1. 課税(障害者控除有 寡婦控除有) 2. 非課税		平成		平成		平成	
B. 配偶者(あり・なし)		1. 課税(障害者控除有 寡婦控除有) 2. 非課税							
C. 世帯主(あり・なし)		1. 課税(障害者控除有 寡婦控除有) 2. 非課税							
(継続申請申出区分) 0. 継続申請希望無し 1. 継続申請希望									

確認欄	市町村確認欄		
	A. 被保険者分	B. 配偶者分	C. 世帯主分
* 政令で定める額	円	円	円
* 地方税法上の障害者・寡婦	(1-A) ④ 1. 障害者 2. 寡婦	(4-A) ⑤ 1. 障害者 2. 寡婦	(7-A) ⑥ 1. 障害者 2. 寡婦
* 控除対象	(1-B) ⑦ 人	(4-B) ⑧ 人	(7-B) ⑨ 人
控除対象	(1-C) ⑩ 人	(4-C) ⑪ 人	(7-C) ⑫ 人
控除対象	(1-D) ⑬ 人	(4-D) ⑭ 人	(7-D) ⑮ 人
* 前年の所得額 I	(2-A) ⑰ 円	(5-A) ⑱ 円	(8-A) ⑲ 円
* 純損失および雑損失 III	(2-H) ⑳ 円	(5-H) ㉑ 円	(8-H) ㉒ 円
* 控除	(2-B) ㉓ 円	(5-B) ㉔ 円	(8-B) ㉕ 円
②医療費	(2-C) ㉖ 円	(5-C) ㉗ 円	(8-C) ㉘ 円
③社会保険料	(2-D) ㉙ 円	(5-D) ㉚ 円	(8-D) ㉛ 円
④小規模企業共済等掛金	(2-E) ㉜ 円	(5-E) ㉝ 円	(8-E) ㉞ 円
* ⑤配偶者特別	(2-F) ㉞ 円	(5-F) ㉟ 円	(8-F) ㊱ 円
* ⑥ 地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額	(2-G) ㊲ 円	(5-G) ㊳ 円	(8-G) ㊴ 円
障害者(特別障害者を除く)の合計数 (本人、控除対象配偶者および扶養親族)	(3-A) ㊵ 人	(6-A) ㊶ 人	(9-A) ㊷ 人
特別障害者の合計数 (本人、控除対象配偶者および扶養親族)	(3-B) ㊸ 人	(6-B) ㊹ 人	(9-B) ㊺ 人
寡婦または寡夫 (注)該当する場合のみ○をつけてください	(3-C) ㊻ 1. 該当する	(6-C) ㊼ 1. 該当する	(9-C) ㊽ 1. 該当する
寡婦特例 (注)該当する場合のみ○をつけてください	(3-D) ㊾ 1. 該当する	(6-D) ㊿ 1. 該当する	(9-D) ㊿ 1. 該当する
勤労学生 (注)該当する場合のみ○をつけてください	(3-E) ㊿ 1. 該当する	(6-E) ㊿ 1. 該当する	(9-E) ㊿ 1. 該当する
控除の合計額 II	円	円	円
* 控除後の所得額 I-II-III (一部免除申請)	円	円	円
* 特例認定区分 (注) 該当する場合のみ○をつけてください	㊿ 1. 失業者 2. 被災者 4. その他	(6-G) ㊿ 1. 失業者 2. 被災者 3. DV 4. その他	(9-G) ㊿ 1. 失業者 2. 被災者 3. DV 4. その他
* 天災を事由とした場合の意見			

4 備考欄

A. 被保険者	平成 年 月 日
B. 配偶者	平成 年 月 日
C. 世帯主	平成 年 月 日

上記のとおり相違ありません
平成 年 月 日

市区町村長 印

5 住所・氏名・継続希望欄

上記のとおり免除・納付猶予を申請します。この申請に必要な所得情報に関する書類の添付等について市区町村長に委託します。
なお、全額免除または納付猶予が承認された場合は、翌年度以降も全額免除または納付猶予を申請することを希望します。その場合には当該申請に必要な所得情報の確認について、日本年金機構に委託します。
★(はい・いいえ)

被保険者住所 平成 年 月 日
年金事務所長 あて

被保険者氏名 印 電話 - -

市区町村
年金事務所

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

本人控

承認 却下 数値計算	届書コード	635	処理区分	1	01登録	届書
				3	01登録	
		634				

免除等区分 (※申請しない区分がある場合は「×」や「/」で抹消してください。)				
①全額免除	②納付猶予 (30歳未満に限る)	③4分の3免除 (4分の1納付)	④半額免除 (半額納付)	⑤4分の1免除 (4分の3納付)

納付猶予(30歳未満に限る)の審査順序 (※変更する場合は、以下のA~Cのいずれかを「○」で囲んでください。)		
A. 4分の3免除の次に納付猶予を審査 (①→③→②→④→⑤の順に審査)	B. 半額免除の次に納付猶予を審査 (①→③→④→②→⑤の順に審査)	C. 4分の1免除の次に納付猶予を審査 (①→③→④→⑤→②の順に審査)

(1)基礎年金番号 01		(2)生年月日 02		* (3)申請年月日 03		* 審査結果 04		* (4)審査区分 ① 05						
★5. 昭和 7. 平成		年 月 日		7. 平成 年 月 日		承認(区分)		全額免除 4分の3免除 半額免除 4分の1免除 納付猶予						
被保険者(申請者)氏名 (フリガナ)			配偶者(夫または妻)氏名 (フリガナ)		世帯主氏名 (フリガナ)		*申請年度 ③ (承認区分) 1. 全額免除承認 7. 納付猶予+全額免除承認 2. 半額免除承認 8. 納付猶予+半額免除承認 3. 4分の1免除承認 9. 納付猶予+4分の1免除承認 4. 4分の3免除承認 10. 納付猶予+4分の3免除承認 5. 納付猶予承認							
★前年所得		★前年における所得税・障害者控除・寡婦控除			* (5) 06 承認期間(始期)		* (6) 07 承認期間(終期)		* (7) 法免消滅年月日 08		※(8) 09 特例認定区分		※(9) 10 継続申請申出区分	
A. 被保険者(あり・なし)		1. 課税(障害者控除有 寡婦控除有) 2. 非課税			平成 年 月		平成 年 月		平成 年 月 日				送信	
B. 配偶者(あり・なし)		1. 課税(障害者控除有 寡婦控除有) 2. 非課税												
C. 世帯主(あり・なし)		1. 課税(障害者控除有 寡婦控除有) 2. 非課税												
(継続申請申出区分) 0. 継続申請希望無し 1. 継続申請希望														

確認欄	市町村確認欄			
	A. 被保険者分	B. 配偶者分	C. 世帯主分	
* 政令で定める額	円	円	円	
* 地方税法上の障害者・寡婦	(1-A) ④ 1. 障害者 2. 寡婦	(4-A) ⑤ 1. 障害者 2. 寡婦	(7-A) ⑥ 1. 障害者 2. 寡婦	
* 控除対象	控除対象配偶者および扶養親族(16歳以上19歳未満を除く)数	(1-B) ⑦ 人	(4-B) ⑧ 人	(7-B) ⑨ 人
	老人控除対象配偶者および老人数	(1-C) ⑩ 人	(4-C) ⑪ 人	(7-C) ⑫ 人
	特定扶養親族および扶養親族(16歳以上19歳未満に限る)数	(1-D) ⑬ 人	(4-D) ⑭ 人	(7-D) ⑮ 人
* 前年の所得額 I	(2-A) ⑰ 円	(5-A) ⑱ 円	(8-A) ⑲ 円	
* 純損失および雑損失 III	(2-H) ⑳ 円	(5-H) ㉑ 円	(8-H) ㉒ 円	
* 控除	① 雑損	(2-B) ㉓ 円	(5-B) ㉔ 円	(8-B) ㉕ 円
	② 医療費	(2-C) ㉖ 円	(5-C) ㉗ 円	(8-C) ㉘ 円
	③ 社会保険料	(2-D) ㉙ 円	(5-D) ㉚ 円	(8-D) ㉛ 円
	④ 小規模企業共済等掛金	(2-E) ㉜ 円	(5-E) ㉝ 円	(8-E) ㉞ 円
	⑤ 配偶者特別	(2-F) ㉞ 円	(5-F) ㉟ 円	(8-F) ㊱ 円
	⑥ 地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額	(2-G) ㊲ 円	(5-G) ㊳ 円	(8-G) ㊴ 円
	障害者(特別障害者を除く)の合計数(本人、控除対象配偶者および扶養親族)	(3-A) ㊵ 人	(6-A) ㊶ 人	(9-A) ㊷ 人
	特別障害者の合計数(本人、控除対象配偶者および扶養親族)	(3-B) ㊸ 人	(6-B) ㊹ 人	(9-B) ㊺ 人
	寡婦または寡夫 (注)該当する場合のみ○をつけてください	(3-C) ㊻ 1. 該当する	(6-C) ㊼ 1. 該当する	(9-C) ㊽ 1. 該当する
	寡婦特例 (注)該当する場合のみ○をつけてください	(3-D) ㊾ 1. 該当する	(6-D) ㊿ 1. 該当する	(9-D) ㊿ 1. 該当する
勤労学生 (注)該当する場合のみ○をつけてください	(3-E) ㊿ 1. 該当する	(6-E) ㊿ 1. 該当する	(9-E) ㊿ 1. 該当する	
控除の合計額 II	円	円	円	
* 控除後の所得額 I-II-III(一部免除申請)	円	円	円	
* 特例認定区分 (注) 該当する場合のみ○をつけてください	(6-G) ㊿ 1. 失業者 2. 被災者 4. その他	(9-G) ㊿ 1. 失業者 2. 被災者 3. DV 4. その他	(9-G) ㊿ 1. 失業者 2. 被災者 3. DV 4. その他	
* 天災を事由とした場合の意見				

備考欄	A. 被保険者 平成 年 月 日 B. 配偶者 平成 年 月 日 C. 世帯主 平成 年 月 日
-----	--------------------------------------------------------

上記のとおり相違ありません
平成 年 月 日

市区町村長

住所・氏名・継続希望欄	受付印
上記のとおり免除・納付猶予を申請します。この申請に必要な所得情報に関する書類の添付等について市区町村長に委託します。 なお、全額免除または納付猶予が承認された場合は、翌年度以降も全額免除または納付猶予を申請することを希望します。その場合には当該申請に必要な所得情報の確認について、日本年金機構に委託します。 ★(はい・いいえ)	
被保険者住所	平成 年 月 日 年金事務所長 あて
被保険者氏名	電話 - -

(注 意 事 項)

1. 提出について

- (1) この申請書は、住所地の市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口に提出してください。
- (2) 免除・納付猶予の申請をする方1人につき1枚の申請書を提出してください。

2. 記入について

- (1) 太線枠内が記入欄です。楷書ではっきりと黒ボールペンまたは黒インクで記入してください。
- (2) 被保険者(免除等を受けようとする申請者)、配偶者(夫または妻)、世帯主について記入してください。なお、基礎年金番号および生年月日は、被保険者について記入してください。
- (3) 「前年所得」および「前年における所得税・障害者控除・寡婦控除」欄は、該当するものを○で囲んでください。なお、免除または納付猶予の申請を提出する月が1月から6月までの間である場合には「前年」とあるのは、「前々年」と読み替えてください(7月に申請し、前年7月以降の期間についてさかのぼって免除または納付猶予の承認を希望する方も、同じく「前々年」と読み替えてください)。
- (4) 「備考」欄には、次の①～⑦に該当する場合に、その内容を記入してください。
 - ① 次のいずれかに該当した被保険者が、その該当するに至った日から14日以内に免除または納付猶予の申請をするときは、その事実およびその年月日を記入してください。
 - ア 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金または旧国民年金法による障害年金の受給権者でなくなった。
 - イ 生活保護法による生活扶助またはらい予防法の廃止に関する法律による援護を受けなくなった。
 - ウ ハンセン病療養所または国立保養所を退所した。
 - ② 申請する年度または前年度において震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者もしくは配偶者もしくは世帯主またはそれぞれの属する他の世帯員が所有する住宅、家財その他の財産に損害を受けたときは、その災害による被害額(保険金、損害賠償金等を受けたときはその金額を除く)および被害を受けた物件名等、その状況等についてそれぞれ詳しく記入してください(記入できない場合は、別の用紙に記入し添付してください)。
 - ③ 申請する年度または前年度において失業したこと等により免除または納付猶予の申請を行うときは、その旨および該当年月日を記入してください(配偶者または世帯主が申請する年度または前年度において失業したこと等により、免除または納付猶予の申請を行う場合も、同様に記入してください)。
 - ④ 生活保護法による生活扶助以外の扶助または特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を受け取っている場合は、その名称および受給開始年月を記入してください。
 - ⑤ 配偶者から暴力を受けたことを理由として申請するときの手続き等については、お近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の国民年金担当係へご相談ください。
 - ⑥ 外国人で生活保護に準じた保護(給付)を受け取っている場合は、「保護受給」と記入してください。
 - ⑦ 申請日からさかのぼって1年以内に世帯構成に変更があった場合は、その旨および変更があった年月日を記入してください(変更があった年月日は、「A. 被保険者」の欄に記入してください)。
- (5) この申請書の2枚目(提出用)の一番下の記入欄に、この申請書の提出年月日、被保険者(免除等を受けようとする申請者)の住所、氏名および電話番号を記入し、押印してください(被保険者本人が署名する場合は押印する必要はありません)。

3. 添付書類について

- (1) この申請書には、年金手帳もしくは基礎年金番号通知書またはそれらの写しを添付してください。
- (2) 所得の状況を確認する必要がある方が1月1日時点*の住所と申請時点の住所が違う場合は、現在の住民票を登録している市区町村において前年(前々年)の所得を証明することができません。その場合は、前住所地の市区町村長から前年(前々年)の所得証明(配偶者、世帯主がいる場合は各々の)の交付を受けこの申請書に添付するかまたは申請書にこれに相当する記載を受ける必要があります。

※申請する月が1月から6月までの間である場合には、前々年所得の証明が必要となるため、前年の1月1日の住所地が基準となります(7月に申請し、前年の7月以降の期間についてさかのぼって免除または納付猶予の承認を希望する方も同様です)。
- (3) 申請する年度または前年度において失業したこと等により免除または納付猶予の申請を行うときは、失業をしたこと等を確認できる雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票などの公的機関の証明書の写しを添付してください(当該公的機関の証明書の原本を窓口等に提示した場合は、その写しの添付は不要です)。
- (4) 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることを理由に申請するとき、その事実を確認できる公的機関の証明書、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を受け取っていることを理由に申請するとき、受給資格者証の写しを添付してください(当該受給資格者証の原本を窓口等に提示した場合は、その写しの添付は不要です)。

4. 翌年度以降の全額免除または納付猶予の継続申請について

- (1) この申請に基づき全額免除または納付猶予の承認をされた方が、翌年度以降も引き続き全額免除または納付猶予の申請を希望する場合は、この申請書であらかじめその旨を明記することにより、翌年度以降改めて申請を行わなくても継続して申請があったものとみなされます。ただし翌年度の6月末時点において、第1号被保険者でなかった場合は、継続申請は無効となります。全額免除または納付猶予を申請する方で継続申請を希望する方は、この申請書の一番下の記入欄の「はい」に○をつけてください。どちらにも○がない場合は、「いいえ」が選択されたものとみなします。ただし、左記2.(4)の②から⑥*までの事由による承認を受ける場合は、改めての申請が必要となります。また、審査の結果一部免除となった場合も改めての申請が必要となります。

※⑥について、1月1日時点から継続して生活扶助に相当する保護を受けているときは、継続申請することができる場合があります。
- (2) 翌年度以降における審査の結果は審査後に通知します。また、承認後、当該承認の取消しを申請することができます。取消しは取消申請年月日の前月以降の期間が対象となります。

5. 一部免除の承認を受けた期間について

- 4分の3免除、半額免除または4分の1免除が承認された期間は、納付すべき保険料を納付しないと未納期間となり、老齢基礎年金・障害基礎年金等を受けられなくなる場合があります。納め忘れのないようご注意ください。

6. 免除等の承認を受けた期間にかかる保険料の追納について

- 全額免除または納付猶予が承認された期間、4分の3免除、半額免除または4分の1免除が承認された期間(一部免除が承認された月の保険料が納付済の場合に限ります)は、10年以内であれば免除された保険料をあとから納めること(追納)ができ、追納した期間は、保険料を全額納付した場合と同じ扱いになります。ただし、老齢基礎年金を受け取っている方は追納することはできません。また、追納する対象期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認されていた期間の当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。なお、追納は先に経過した月(古い月分)から納付することとなります。